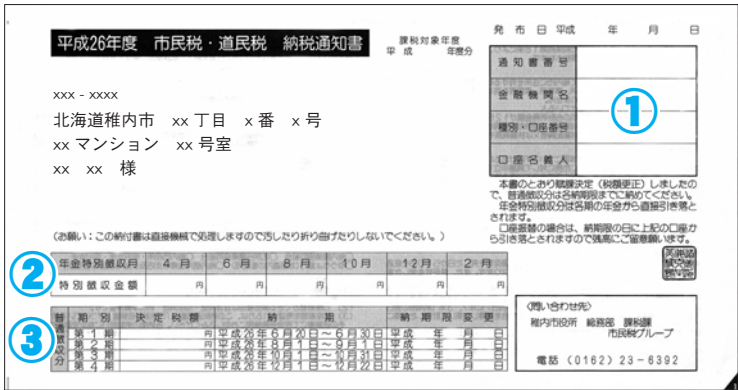


市民税・道民税 納税通知書の見かた



- ①…振替納付の方の口座情報が記載されています。
- ②…平成26年4月1日現在で65歳の方が対象となる、公的年金等から天引きされる税額と徴収月が記載されています。
- ③…金融機関で納めていただく税額と納期限が記載されています。

平成26年度市・道民税は平成25年1月1日から12月31日までの所得をもとに計算し、平成26年1月1日現在の住所で課税されます。本市において、課税される方の平成26年度市・道民税納税通知書は6月9日(月)から送付します。

市・道民税がかからない方には送付されませんが、毎年課税になっている方で6月20日(金)までに納税通知書が届いていない場合は、お手数ですが、確認のご連絡をお願いします。

平成26年度 市・道民税納税通知書を 送付します

◆納期は守りましょう!!

各期には期限がありますので、納期内に金融機関、市役所、各支所にてお支払ください。

口座振替による納税は、納め忘れがなく、各納期毎に直接金融機関に出向く必要がなく便利です。ぜひ、ご利用ください。

◆問い合わせ

市課税課市民税グループ
 ☎2316392

家屋を取得・取り壊しをしたときは 忘れずに届出を!!



家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有されている方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

◆未登記家屋の所有者が変更になった場合

次に該当する場合は、必ず申告してください。

◆家屋を取得(新築・増築)した場合

家屋の所有者が変更になったときは、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

住宅、物置、店舗、倉庫などの家屋を新たに取得した方は、法律により申告の義務がありますので、必ず連絡してください。ご連絡いただいた後、職員が家屋調査に伺います。

◆家屋を取り壊した場合

提出方法
 必要書類に記入し、市課税課窓口または宗谷支所、沼川支所に提出してください。

家屋の一部や全部を取り壊した方は、速やかに「家屋取り壊し届出書」を提出してください。

必要書類は、市課税課窓口及び宗谷支所、沼川支所に配置しています。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税は課税されませんが、届け出がない場合、翌年度も課税されてしまうことがありますので注意してください。

申告・問い合わせ
 市課税課資産税グループ
 ☎2316393

離職により住宅を失っている等でお困りの方へ

離職により住宅を失っている、または失うおそれがある方で、就労能力及び就労意欲がある方を対象に、住宅支援給付を支給します。

◆対象

65歳未満で2年以内に離職し、ハローワークへ求職申し込みを行っている方で、離職前、自らの労働により賃金を得て生計を維持していた方。またはその配偶者で、申請時に主たる生計維持者となっている方で、賃貸住宅に入居の方。

◆支給要件

- 次の全ての要件に該当すること
- 収入が一定以下であること
- 預貯金が一定以下であること
- 他の制度を利用していないこと
- 継続して就労活動を行うこと

◆支給期間

3か月間(ただし、就労活動などの状況により延長が可能です)

◆問い合わせ

市社会福祉課保護グループ
 ☎23-6457

木造住宅をお持ちの方へ

あなたの住宅は

地震に耐えられますか?



昭和56年以前に建てられた木造住宅は、震度6程度で倒壊する恐れがあるため、耐震性を確認する耐震診断や、診断の結果によっては耐震性を高める耐震改修を行う必要があります。

以下に以下の戸建て住宅または店舗併用住宅は店舗併用住宅

- 建築基準法、その他法令に違反する事項がない住宅

◆補助金額

耐震診断に要する経費の3分の2(上限6万円)

◆申し込み期限

11月28日(金)まで

◆補助金額
 上限30万円(耐震改修工事に係る経費により補助金額が変わります)

◆申し込み期限

11月28日(金)まで

◆耐震診断補助

対象住宅/市内に住所がある方が所有している、次の全ての要件に該当する木造住宅

●昭和56年5月31日以前に着工された、地上2階建て

◆耐震改修補助

対象住宅/市内に住所がある方が所有している、次の全ての要件に該当する木造住宅

●昭和56年5月31日以前に着工された、地上2階建て以下に戸建て住宅または店舗併用住宅

◆申し込み・問い合わせ

市都市整備課建築・住宅グループ

☎2316422